

⑦ 現在の難民審査参与員について、その勤務年数をそれぞれ、お示しください。（柳瀬氏と同じく2005年の制度創設から勤めている委員は何人いるのでしょうか。）

（答）

各難民審査参与員の勤務年数を算出した資料はないため、これをお示しすることは困難です。

なお、難民参与員制度が始まった平成17年5月16日から継続して勤めている難民審査参与員は、令和5年4月1日現在で4名です。

- ⑧ 柳瀬氏の審査状況は、立法事実として取り上げられています。しかし、一般の報道により、約100人いる参与員の中で、かなり特殊な例といえます。一部の参与員の発言だけを立法事実として、取り上げるのは、公正、客観的とは言えないのではないのでしょうか。見解をお願いします。
- ⑩ 柳瀬氏のこれまでの発言は、虚偽か、審査が適正に行われていない可能性があるのではないのでしょうか。今後入管庁として、本人から聞き取り調査などを行う予定はありますか。見解をお願いします。

（答）

柳瀬氏は、難民認定に対する知識及び経験が豊富かつ長年にわたって難民の支援に真摯に取り組んでいる方であり、そのような豊富な知識及び経験に照らし述べられた御発言は重く受け止める必要があると考えています。

また、柳瀬氏への聞き取り調査などを行う予定はありません。

詳細については、令和5年5月23日国対ヒアリングにおいて回答させていただいたとおりです。

⑨ 難民審査参与員に対し、1件の審査当たり、どの程度の時間をかけることが適切と案内しているのでしょうか。また、入管庁としては、どの程度が適切とお考えでしょうか。見解をお願いします。また、参与員が面会審査、書面審査にかけた時間をお示しください。それぞれの平均時間などデータがあれば、お示しください。

(答)

審査請求について、迅速かつ公正な手続が促進されることは重要であると考えていますが、審査請求における審理手続は参与員の独立した判断に委ねており、標準となる処理期間を設定することは適切でないと考えています。

⑩ 全難連が4月27日～5月2日、日本弁護士連合会の推薦で任命された参与員10人を対象に調査したところ、今年3月までの1年間の審査件数は一人平均36.3件（最小17～最多50件）でした。柳瀬氏と大きな乖離があるのはなぜですか。見解をお願いします。

(答)

難民審査参与員に配分される事件数は、口頭意見陳述を実施しないことが見込まれる事件等、迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分している臨時班に掛け持ちで入ることに御協力いただいているかどうかなど諸般の事情から異なるものです。

詳細については、令和5年5月23日国対ヒアリングにおいて回答させていただいたとおりです。

⑫ 柳瀬氏が毎日新聞インタビューに答えている「審査人が個人間のトラブルを申請理由に挙げるなど、難民条約上の難民に明らかに該当しないケースがそもそも多い」事案はどの程度あるのでしょうか。また、こうした事例を特に柳瀬氏に割り当てていることはあるのでしょうか。

(答)

御指摘のような事案ごとの統計は取っておらず、お答えすることは困難です。

